

# 一般団体貸出 手引き

## ●貸出の資格要件

児童への読書推進または支援活動を実施する会または団体  
(おはなし会、放課後支援団体、福祉団体、私立学校、幼保施設ほか)

## ●ペナルティについて

資料を紛失、破損等された場合は原則現物にて弁償となります。また、返却日を1ヵ月過ぎて返却しなかった場合は、返却が済むまで新たな貸出は行えません。

## ●貸出券の作成

貸出券は各所轄図書館で管理します。

## ●申し込みの主体

団体代表者から各所轄図書館長へ申し込みます。

## ●所轄図書館

中央図書館・・・近鉄橿原線、京都線以東に活動拠点がある団体  
※北部地区（平城ニュータウン）を除く

西部図書館・・・近鉄橿原線、京都線以西に活動拠点がある団体  
※北部地区（平城ニュータウン）を除く

北部図書館・・・北部地区（平城ニュータウン）に活動拠点がある団体

## ●貸出冊数

50冊まで（所轄館の所蔵する資料のみ貸出可能）

## ●貸出期間

2週間以内

## ●登録について

事務所職員が登録を希望する団体の規約等（団体の活動場所、活動内容、メンバーなど）を確認し、貸出券を発行可能か判断します（一週間ほど時間がかかる場合もあります）。登録の際は、「団体貸出登録申込書」（様式1）に必要事項を記入していただきます。

●貸出について

貸出券を発行した館が所蔵する資料のみ貸出可能です。貸出希望の本は、ご本人で選本し、「団体貸出申込書」（様式 2）を記入していただきます。貸出の手続き後、資料と「貸出資料一覧」をお渡しします。

●貸出期間の延長

延長を希望時に他の利用者からの予約がない本は2週間以内の延長が可能です。団体貸出の延長は「団体貸出延長願」（様式 3）を図書館が受け取った日（カウンター受付 または FAX）から2週間となっています。

※他の利用者から予約のある本は延長不可。

※延長は1回まで

※返却期日を過ぎた本は延長できません。

●貸出券の有効期限

1年 ※引き続き団体貸出を利用される場合は、更新の手続きをしてください。

●返却について

本は貸出した館以外でも返却可能です。各館の閉室時間の30分前までにご来館願います。移動バス・返却ポストからの返却はできません。

貸出の際に「貸出資料一覧」をお渡ししていますが、返却の際には不要です。

●予約について

本の予約はできません。